

広島県障害者自立支援協議会
「相談支援・研修部会」
令和5年度報告

令和6年3月

もくじ

はじめに	2
第1 市町の相談支援体制整備に向けた当部会の取組	2
第2 市町の相談支援体制整備に向けた県の取組	3
第3 地域生活支援システムの整備推進に向けた取組	5
第4 相談支援従事者等の人材育成の方策	8
令和5年度広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会 委員名簿	12
令和5年度広島県相談支援従事者研修等ワーキンググループ 委員名簿	13

はじめに

本報告書は、広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「相談支援・研修部会」（以下「当部会」）における令和5年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

第1 市町の相談支援体制整備に向けた当部会の取組

1 付託事項

当部会への付託事項は、次の4項目である。

- (1) 市町の相談支援体制（市町協議会）の状況把握
- (2) 市町の相談支援体制（市町協議会）に対する支援方策の検討
- (3) 県相談支援アドバイザーの活用及び配置に係る検討
- (4) 相談支援従事者等の人材育成の方策検討

2 部会開催状況

開催日程	議題
令和5年11月16日	協議事項 (1) 相談支援従事者等研修に係る実施体制等の見直しについて (2) 更新研修・現任研修の受講に必要な実務経験の期間に係る取扱いについて
令和6年3月12日	報告事項 (1) 広島県障害者自立支援協議会「相談支援・研修部会」令和5年度報告について (2) 令和6年度広島県相談支援従事者等研修の年間スケジュールについて

第2 市町の相談支援体制整備に向けた県の取組

県は国事業である都道府県相談支援体制整備事業を利用し、市町からの派遣依頼に基づき相談支援アドバイザーを派遣することで、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備を推進している（広島県相談支援体制整備事業（アドバイザー派遣事業））。

1 アドバイザー派遣事業

◆令和5年度 県相談支援アドバイザー一覧

圏域名	氏名	所属
広島圏域 〔広島南区域〕	原田 葉子	株式会社ダイキ 地域生活支援センターふれあい
広島圏域 〔広島安芸区域〕	次郎垣内 友成	社会福祉法人柏学園 瀬野川学園障害者相談支援事業所
広島圏域 〔広島北区域〕	岡崎 慎治	社会福祉法人ひとは福祉会 生活支援事業所もやい
広島西圏域	一丸 善樹	社会福祉法人三矢会 広島市安佐南区障害者基幹相談支援センターリガーレ
呉圏域	森木 聡人	社会福祉法人大乗福祉会 相談支援事業所フロントライン
広島中央圏域	尾原 佑思	社会福祉法人爽裕会 障害者支援事業所「松賀苑」
尾三圏域	西川 浩司	(社会福祉法人尾道のぞみ会) 尾道市こころサポート事業 ソーシャルワーカー
福山・府中圏域	佐藤 圭	社会福祉法人一れつ会 相談支援事業所ほっと
備北圏域	荒木 和美	社会福祉法人相扶会 相扶の郷居宅介護支援事業所

〔アドバイザーの業務内容〕

- ① 地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関すること
 - ② 地域で対応困難な事例に関すること
 - ③ 地域における専門的支援システムの整備に関すること
 - ④ 広域的課題の調整に関すること
 - ⑤ 相談支援従事者のスキルアップに関すること
 - ⑥ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の把握、改善及び開発に関すること
 - ⑦ その他、目的達成のために必要な事項に関すること
 - ⑧ 広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会の付託事項の遂行に係る助言、指導及び支援に関すること
 - ⑨ 県内の相談支援体制の整備及び相談支援従事者等の人材育成に係る助言、指導及び支援に関すること
- 等

2 令和5年度 アドバイザー派遣活動状況

6市町に対して、アドバイザーを計12回派遣し、地域生活支援拠点等の整備や相談支援従事者等のスキルアップについて助言を行った。

◆令和5年度 アドバイザー派遣状況一覧

派遣日	派遣先	支援内容	派遣AD
令和5年 4月25日	広島市	・相談支援従事者等のスキルアップに関する事	一丸AD
6月13日	広島市	・地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関する事 ・地域での専門的支援システムの整備に関する事 ・地域で対応困難な事例に関する事	西川AD
7月21日	竹原市	・その他 （重度訪問介護利用希望者の転出に係る移行支援について）	森木AD
8月3日	大竹市	・地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関する事 ・地域で対応困難な事例に関する事	一丸AD
9月13日	広島市	・相談支援従事者等のスキルアップに関する事	原田AD
10月13日	広島市	・相談支援従事者等のスキルアップに関する事 ・その他（虐待防止と権利擁護）	森木AD
11月15日	広島市	・地域での専門的支援システムの整備に関する事 ・相談支援従事者等のスキルアップに関する事	原田AD
11月16日	三原市	・その他（虐待防止と権利擁護）	西川AD
11月29日	熊野町	・地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関する事 ・地域での専門的支援システムの整備に関する事 ・地域で対応困難な事例に関する事	西川AD
12月5日	竹原市	・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の改善、開発等に関する事	尾原AD
2月22日	広島市	・地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関する事	原田AD
3月16日 （予定）	安芸 高田市	・地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関する事 ・相談支援従事者等のスキルアップに関する事	森木AD

3 今後の支援方策について

(1) アドバイザーの役割について

障害者総合支援法等の改正により基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置が市町の努力義務となることを踏まえ、市町の相談支援体制の整備を促進するため、アドバイザーの役割を見直し、「地域における相談支援体制の整備促進」に特化する。

(2) アドバイザー派遣方針について

市町の申請に応じてアドバイザーを派遣する仕組みにより運用しているところであり、引き続き、派遣により市町の現状及び課題を把握し、それを踏まえた派遣先の選定等について検討するとともに、地域協議会の一層の活性化を目指したアドバイザーの派遣を行っていく。

(3) 市町の相談支援体制に対する支援

基幹相談支援センターを基盤とした重層的な相談支援体制が十分に発揮できるよう、各市町の協議会の取組状況や相談支援体制の現状及び課題を把握するとともに、能動的なアドバイザー派遣等により市町に対する支援を行う必要がある。

(4) 基幹相談支援センターの整備促進及び機能強化に向けた支援

地域における相談支援を効果的・効率的に実施するため、各市町における整備や機能強化に向けた課題や対応案について、積極的なアドバイザー派遣を実施することにより、アドバイザーの専門的見地を踏まえた検討がされるよう支援する必要がある。

(5) 地域生活支援拠点の整備促進及び機能強化に向けた支援

地域生活支援拠点未整備市町に対して、アドバイザー派遣の活用を積極的に周知し、利用を促すとともに、各市町における整備や機能強化に向けた課題や対応案について、積極的なアドバイザー派遣を実施することにより、アドバイザーの専門的見地を踏まえた検討がされるよう支援する必要がある。

第3 地域生活支援システムの整備推進に向けた取組

今後、地域では当事者の高齢化・重度化、当事者の親の高齢化、親なき後の問題、独居率の上昇、当事者のキーパーソン不存在率の上昇等の深刻化が懸念される。これらの課題・問題に的確に対応し、また、市町の相談支援体制の強化も図るため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を有する「地域生活支援システム（※）の整備」を推進する必要がある。

※ 厚生労働省では、多様な地域連携のあり方を踏まえ「地域生活支援『拠点等の整備』」と呼称しているが、その趣旨が拠点の整備に留まらず、地域連携の極大化にあることから、本県ではその趣旨をより明確化するため、「地域生活支援『システムの整備』」とする。

1 今年度の取組

(1) 地域生活支援拠点未整備市町に対するヒアリング調査

令和6年3月現在で地域生活支援拠点が未整備である市町（計5市町：大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町）に対し、その整備に向けた取組の進捗状況や課題、必要な支援等に係る書面調査を行った。その後、書面調査の回答を基に、各市町に対してヒアリング調査を行い、整備の現状や課題を共有するとともに、各市町が定める整備期限までの取組に係る検討を行った。

2 今後の支援方策について

(1) 地域生活支援システムの整備について

令和6年3月現在、18市町30か所において、地域生活支援拠点等の整備が完了している。今後、全市町において地域生活支援システムの整備が完了するよう、引き続き、相談支援アドバイザーの派遣等による支援を行う。また、整備済市町についても、本事業の趣旨である地域連携の強化に向け、地域生活支援拠点等の運用状況の把握や、国と連携して他県状況等の情報提供を行う。

(2) 地域生活支援システムの整備に向けた協議会活動の活性化の推進

市町が各地域における地域生活支援システムの整備を進めていくにあたり、「相談支援体制の整備」、「障害福祉サービスの提供体制の整備」、「インフォーマルな社会資源も含めた支援体制の整備」等の推進が必要である。当部会は引き続き県と協力して、地域生活支援システムの整備に重要な役割を担う市町協議会の活性化を推進する。

具体的には、前項の支援を効率的に実施するため、障害保健福祉圏域毎に県相談支援アドバイザーを配置、派遣し、各圏域における地域生活支援システムの整備に向けた議論や取組が活性化するよう、地域生活支援システム整備の進捗状況や地域特性等について、適切に助言を行うなどの支援を実施する。

(3) 情報、連携拠点としての基幹相談支援センターの設置推進及び状況改善について

市町が各地域における地域生活支援システムの整備を進めていくにあたり、「情報、連携拠点」の設置の必要性が重要視され、それを担う機関として、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とされている「基幹相談支援センター」が注目されているが、県内では令和6年3月現在10市町17か所に設置されるにとどまっている。

また、既設の「基幹相談支援センター」は、市町が担う地域における基本相談に代わる一時受入窓口を担う機関として設置されている「委託相談支援事業所」及び計画相談を行う「特定相談支援事業所」の機能を併せ持っている場合が多い。このような場合、基本相談や計画相談に係る業務負担が重いため、基幹相談支

援センターに求められる中核的な支援機能（委託相談支援事業所や特定相談支援事業所、市町協議会に対するスーパービジョン等）が十分に発揮できていないとの指摘がされている。

このため、引き続き、基幹相談支援センターの設置推進と状況改善のため、情報収集や好事例の紹介等を積極的に行っていくとともに、主任相談支援専門員養成研修の実施により、地域の相談支援体制の中核を担う主任相談支援専門員を確保する。

◆地域生活支援拠点等整備状況一覧

広島市	中区	整備済(令和2年10月1日)	庄原市	整備済(令和3年4月1日)
	東区	調整中	大竹市	令和5年度末までに整備予定
	南区	整備済(令和4年7月1日)	東広島市	整備済(令和5年4月1日)
	西区	整備済(平成30年3月1日)	廿日市市	整備済(平成30年10月11日)
	安佐南区	調整中	安芸高田市	整備済(令和元年6月1日)
	安佐北区	整備済(令和3年7月1日)	江田島市	整備済(令和3年4月1日)
	安芸区	整備済(令和元年10月1日)	府中町	令和5年度末までに整備予定
	佐伯区	整備済(令和2年10月1日)	海田町	調整中
呉市	整備済(令和元年5月1日)	熊野町	調整中	
竹原市	整備済(令和2年4月1日)	坂町	令和5年度末までに整備予定	
三原市	整備済(令和4年4月1日)	安芸太田町	整備済(令和4年4月1日)	
尾道市	整備済(令和3年3月31日)	北広島町	整備済(令和3年6月1日)	
福山市	整備済(令和2年3月31日)	大崎上島町	整備済(令和4年3月31日)	
府中市	整備済(令和2年12月15日)	世羅町	整備済(令和3年4月1日)	
三次市	整備済(令和2年12月28日)	神石高原町	整備済(令和3年2月1日)	

◆基幹相談支援センター一覧

市町名	基幹相談支援センター	委託法人
広島市	中区障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人 もみじ福祉会
	東区障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人 交響
	南区障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人 光清学園
	西区障害者基幹相談支援センター	医療法人社団 更生会
	安佐南区障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人 三矢会
	安佐北区障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人 三篠会
	安芸区障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人 柏学園
	佐伯区障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人 三篠会
尾道市	尾道市障害者サポートセンターはな・はな	市直営
福山市	福山市障がい者基幹相談支援センター	福山市社会福祉協議会
三次市	三次市障害者支援センター	三次市社会福祉協議会
大竹市	大竹市役所福祉課障害福祉係	市直営
東広島市	東広島市子育て・障害総合支援センター はあとふる	市直営
廿日市市	廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ	医療法人ハートフル
		社会福祉法人くさのみ福祉会
		社会福祉法人桜虹会
		一般社団法人広島学びのサポートセンター
安芸高田市	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会
府中町	府中町基幹相談支援センター	特定非営利活動法人 WIND えのみや
大崎上島町	地域生活支援センター Iらんど	社会福祉法人大崎福祉会

第4 相談支援従事者等の人材育成の方策

1 令和5年度の開催状況

(1) 相談支援従事者研修

種類	会場		日程	修了者数	
初任者研修 講義部分 (2日間)	講義 部分	オンライン	6月27日 (火) 28日(水)	476名 (2日間:476名) (7日間:229名)	
初任者 研修 演習部分 (5日間)	演習 1・2 日目	会場①	広島産業会館西展示館 第2展示場 (広島市南区比治山本町16-31)	7月11日 (火) 12日 (水)	207名 (会場①:141名) (会場②:66名)
		会場②	福山商工会議所101会議室 (福山市西町2-10-1)	7月19日 (水) 20日 (木)	
	演習 3日目	会場①	広島産業会館西展示館 第2展示場 (広島市南区比治山本町16-31)	9月13日 (水)	
		会場②	福山市生涯学習プラザ(ローズコム) 大会議室(福山市霞町1-10-1)	9月26日 (火)	
	演習 4・5 日目	会場①	広島産業会館西展示館 第2展示場 (広島市南区比治山本町16-31)	11月8日 (水) 9日(木)	
		会場②	福山市生涯学習プラザ(ローズコム) 大会議室(福山市霞町1-10-1)	11月21日 (火) 22日 (水)	
現任研修 (4日間)	演習 1・2 日目	会場①		6月15日 (木) 16日(金)	161名 (会場①:86名) (会場②:75名)
		会場②	オンライン	6月21日 (水) 22日 (木)	
	演習 3日目	会場①		8月22日 (火)	
		会場②	オンライン	8月23日 (水)	
	演習 4日目	会場①		10月26日 (木)	
		会場②	オンライン	10月27日 (金)	
主任研修 (5日間)	1・2・3日目	オンライン	令和6年 1月17日 (水) 18日 (木) 19日 (金)	20名	
	4・5日目	オンライン	令和6年 1月23日 (火) 24日 (水)		

(2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

種類	会場		日程	修了者数
基礎研修 (3日間)	共通講義 1日		オンライン	425名
	演習 1・2 日目	会場①	広島産業会館西展示館 第2展示場 (広島市南区比治山本町 16-31)	(会場①: 180名) 12月5日(火) 6日(水)
		会場②	広島産業会館西展示館 第2展示場 (広島市南区比治山本町 16-31)	(会場②: 177名) 12月13日(水) 14日(木)
		会場③	福山市生涯学習プラザ(ローズコム) 大会議室 (福山市霞町 1-10-1)	(会場③: 68名) 12月19日(火) 20日(水)
更新研修 (2日間)	会場①	オンライン	10月3日(火) 4日(水)	520名 (会場①: 176名) (会場②: 176名) (会場③: 168名)
	会場②		10月11日(水) 12日(木)	
	会場③		10月19日(木) 20日(金)	
実践研修 (2日間)	会場①	オンライン	令和6年 2月6日(火) 7日(水)	452名 (会場①: 231名) (会場②: 221名)
	会場②		令和6年 2月14日(水) 15日(木)	
専門別 研修	—	オンライン	令和6年 1月30日(火) 31日(水)	51名 (就労37名) (児童39名)

2 これまでの修了者数

(1) 相談支援従事者研修

年度	初任者研修 (1日間)	初任者研修 (5日間)	初任者研修 (7日間)	現任研修	初任者研修 (2日間)(※ 1)	主任相談支援 専門員研修
18年度	308	271	—	27	135	—
19年度	112	296	—	21	107	—
20年度	41	255	—	22	40	—
21年度	廃止	289	—	24	57	—
22年度	—	208	—	36	43	—
23年度	—	347	—	114	85	—
24年度	—	352	—	123	80	—
25年度	—	333	—	136	135	—
26年度	—	382	—	134	251	—
27年度	—	370	—	179	289	—
28年度	—	302	—	167	238	—
29年度	—	323	—	204	207	—
30年度	—	314	—	203	285	3(国実施)
R1年度	—	264	—	176	323	4(国実施)
R2年度	—	廃止	241	中止	443	46
R3年度	—	—	186	226	350	58
R4年度	—	—	185	141	414	53
R5年度	—	—	207	161	476	20

計	461	4,306	819	2,094	3,958	184
---	-----	-------	-----	-------	-------	-----

(※1) 2日間研修修了者には、5日間研修修了者を含まない。

(2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

年度	介護	地域生活 (身体)	地域生活 (知・精)	就労	児童発達支援管理責任者研修 (※2)	基礎研修	更新研修	実践研修
18年度	63	9	68	62	15	—	—	—
19年度	156	12	108	111	14	—	—	—
20年度	116	8	67	102	22	—	—	—
21年度	136	7	71	95	26	—	—	—
22年度	100	10	60	76	44	—	—	—
23年度	144	13	102	138	79	—	—	—
24年度	102	6	102	115	90	—	—	—
25年度	134	—	80	113	111	—	—	—
26年度	104	6	84	135	148	—	—	—
27年度	143	—	93	173	206	—	—	—
28年度	133	9	75	185	205	—	—	—
29年度	140	—	81	179	207	—	—	—
30年度	137	5	81	168	208	—	—	—
R1年度	分野を統合し基礎研修に一本化					553	356	—
R2年度	—					546	中止	—
R3年度	—					533	547	253
R4年度	—					514	551	314
R5年度	—					425	520	452
計	1,331	80	910	1,305	960	2,571	1,974	1,019

(※2) 平成23年度以前はサービス管理責任者研修 (児童分野)

4 各研修での課題と今後の取組みについて

各研修の実施状況から見えてきた課題と今後の取組みについては、次のとおりである。

(1) 相談支援従事者等研修について

ア 本県では、初任者研修及び現任研修の受講状況を踏まえると、約 1,790 人が相談支援専門員の有資格者として存在している。

イ 令和5年4月1日現在の本県の相談支援事業所において相談支援専門員として勤務している者は延629人となっており、研修修了後に相談支援専門員として配置されている者は有資格者のうち約35%と推測される。

このような現状から、確実に実働できる相談支援専門員を養成し、確保する必要があるため、広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会において、今後の相談支援体制整備について、引き続き検討する必要があると考えられる。

ウ 令和元年度に厚生労働省告示により、相談支援従事者研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サビ児管」という。）研修のカリキュラムが改定された。新カリキュラムに基づき、研修ごとに講師等と連携して研修内容を精査し、引き続きより質の高い研修を実施する。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2～4年度は、各研修とも全日程オンライン開催とした。今年度については、研修の入口となる初任者研修及び基礎研修を集合開催とし、段階的に全ての研修を集合開催に戻すこととした。今年度集合開催とした研修については、円滑に実施できたことから、令和6年度においては、講義部分の多い専門別研修等を除く、全ての研修の演習部分を集合形式により開催する。

オ また、研修開始から20年近く経過し、研修運営のノウハウを蓄積していること、国が標準カリキュラムを示しており、詳細な検討を行わなくても安定的・継続的な研修運営が可能な状況であることから、令和6年度からは、研修の企画・運営の効率化、簡素化を図るため、研修の実施体制及び委託業務の内容を見直すこととした。

カ 今後も円滑に研修を実施できるよう、研修業務受託者等と密に連携・協力し、より適切な運営方法を検討していく。

【参考】指定相談支援事業所及び相談支援専門員の数（H24～R5年度）

年度	指定特定	指定障害児	指定一般	相談支援専門員
H24	82 所	59 所	68 所	235 人
H25	131 所	91 所	77 所	267 人
H26	187 所	118 所	84 所	379 人
H27	209 所	139 所	90 所	415 人
H28	220 所	138 所	91 所	472 人
H29	219 所	138 所	91 所	463 人
H30	218 所	141 所	91 所	516 人
R1	219 所	150 所	93 所	488 人
R2	225 所	154 所	102 所	561 人
R3	239 所	165 所	96 所	605 人
R4	233 所	163 所	101 所	597 人
R5	236 所	172 所	103 所	629 人

※厚生労働省調査「相談支援事業の実施状況等について」から抜粋

(2) 講師及び演習ファシリテーターの確保と戦略的な中核人材の育成

- ア 受講者一人一人をきめ細かくフォローし、研修効果を高めるためには、演習ファシリテーターの人数を確保する必要がある。
- イ 現在、各研修の演習ファシリテーターについては、グループワークの運営上適切な人材を配置する必要があることから、関係団体の協力を得て、確保しているところである。
- 今後、より多くのファシリテーターを確保できるよう、令和6年度以降は、関係団体からの推薦に加え、講師や演習ファシリテーター個人からの推薦などにより、幅広く確保していく。なお、演習ファシリテーターは、グループワークにおいて、講師の補助として研修の目的やポイントを踏まえた円滑なグループでの進行を行うことによって、受講者の理解促進や技術習得を図る必要があり、適正な指導力を有する人材を求めていることから、一定の水準を満たす者を確保するものとする。
- ウ 法定研修での演習の実施にあたって、科目のねらいやグループワークの進め方のポイントなどを、演習講師及び演習ファシリテーター全員が共有することは、演習を円滑に進行し、受講者の理解を深めることに効果があるため、演習ファシリテーターに対する事前レクチャーの場として、各研修実施前の「演習ファシリテーター事前説明会」は来年度以降も引き続き実施する。
- エ 加えて、講師や演習ファシリテーターとしてのスキル向上も、研修効果を高めるために重要であることから、今後、講師及び演習ファシリテーター向けの研修会の実施についても検討していく。

(3) その他

- ア 「基礎知識（関係法令、用語など）」については、障害福祉サービス関係者にとって必要不可欠なものであり、一定レベルに達した者を修了者とする必要があるため、研修において基礎知識習得の徹底を図る。
- イ 市町協議会については、質の向上や地域の社会資源開発・改善等の機能を有する場として活用できることから、市町に対し、障害福祉サービス事業等関係者が協議会に参画しやすい体制の構築や協議会の活動状況の周知等の取組に向けた支援を行う。
- ウ 令和5年8月、16 大都道府県障害福祉主管課長会議における要望事項をとりまとめ、国に対して、
- ・ 「サビ児管更新研修と相談支援従事者現任研修について、受講に必要な実務年数の通算方法や、実務経験に満たないが現に業務についている場合の研修受講の可否など、相談支援専門員とサビ児管との 取扱いに違いがあるため、平等性に配慮すること」
 - ・ 「人材育成の支援は基幹相談支援センターの本来行うべき業務であるため、実習受入に関して報酬は発生しないとされているが、負担が大きいことなどから、実習の受け入れに係る負担を評価する制度の創設又は研修カリキュラムの見直しについて検討すること」
 - ・ 「相談支援従事者研修やサビ児管研修においては、研修カリキュラムの拡充が行われ、その質の向上が図られた一方で、研修日数の増加により受講者や演習講師（ファシリテーター）等の研修関係者が通常業務を行えない日数も増加している。そのため、障害福祉サービス事業所等において代替職員の確保を行う必要性や、研修開催日に加算の算定ができない等の不利益が生じている。したがって、代替職員の確保等に係る経費の助成や法定研修への協力に係る加算を創設する等、演習講師が研修に参加することにより不利益の生じることの無いよう措置を講じること」
- 等の要望を行ったところである。引き続き、相談支援体制の質の向上のため、必要に応じて国への要望を行っていく。

令和5年度 広島県障害者自立支援協議会
相談支援・研修部会委員名簿

(令和6年3月現在)

氏名	所属
加藤 俊典 【部会長】	社会福祉法人 広賀会 障害者支援施設広賀園・松籟園
一丸 善樹	社会福祉法人三矢会 広島市安佐南区障害者基幹相談支援センターリガーレ
森木 聡人	社会福祉法人大乗福祉会 相談支援事業所フロントライン
新本 祐子	医療法人社団 和恒会 地域活動支援センターふたば
吉元 一峰	広島県発達障害者支援センター
井上 幸子	広島県高次脳機能センター
山本 裕行	廿日市市健康福祉部障害福祉課
岡野 あかね	安芸高田市福祉保健部社会福祉課
津村 真一郎	広島県教育委員会学びの变革推進部特別支援教育課
増廣 典子	広島県健康福祉局障害者支援課
寺本 亮史	広島県健康福祉局障害者支援課

令和5年度相談支援従事者研修等ワーキング会議委員等名簿

氏名	所属
尾原 佑思	社会福祉法人 爽裕会
一丸 善樹	社会福祉法人 三矢会
原田 葉子	株式会社ダイキ
大森 寛和	社会福祉法人つつじ
古藤 歩	特定医療法人大慈会三原病院
中島 和久	社会福祉法人光清学園
森田 宗寛	社会福祉法人 創樹会
両徳 千恵里	社会福祉法人 三矢会
村上 匡	特定非営利活動法人ティファール
伊藤 恵一	医療法人せのがわ
高杉 宏	一般社団法人 LEAF
宮地 毅	社会福祉法人若葉
佐藤 俊伸	社会福祉法人 「ゼノ」 少年牧場
仲本 梨穂	社会福祉法人 尾道さつき会
坪島 義治	社会福祉法人 三篠会
白井 賢	社会福祉法人 柏学園
田中 剛志郎	医療法人 大慈会
藤井 知佳	社会福祉法人 大乘福祉会
伊藤 志麻穂	医療法人社団 更生会
松井 小百合	広島市手をつなぐ育成会
菊田 順一	有限会社ランニングメイトサービス
芋岡 高志	社会福祉法人つつじ
平田 哲也	広島県立松陽寮
大田黒 繁	社会福祉法人広島県同胞援護財団
松岡 正治	社会福祉法人創樹会
森川 尚子	社会福祉法人尾道のぞみ会
田頭 聖司	社会福祉法人 「ゼノ」 少年牧場
研修実施機関	社会福祉法人尾道さつき会